

される者にあつては昭和二十六年三月三十一日まで」に改める

附則第四項の次に次の一項を加える。

第十回の表記は、田村二八、年三月三日、午後二時の如きである。

この法律は、公布の日から施行する。

(以上文部省初等教育課)

保母養成所教授要目研究協議會

厚生省では今般G・H・Q公衆衛生福祉部ブルガーラ女史

**期間** 六月十九日(月)より二十一日(火)まで科目及び日程はための如くである。

二十一日	二十日	十九日	日 次
水 遊音 聽 課 リ ズ お 話ム	火 目社 然會 研研 宏究	月 挨局 捜長 挨マカソソン氏 保育理論	— 9.00 — — 10.00 — — 11.00 — — 12.00 — — 1.00 — — 2.00 — — 3.00 — — 4.00 —
英製繪 語作本		兒 童 心 理 學	保 育 理 論
藝實 習指導 並會に			

この協議會の協議各題は保母養成の中心になる問題であるから、保母養成所長あるいは所長の任命した代理者の出席がのぞまれてゐる。又、児童心理學、保育理論などもすれば幼兒期のものにかたよりやすい傾向があるが、この際としては、保母養成所としての教授要目を作る鑑定であるから、これらの教科目を擔當してゐる教諭とは講師の出席がのぞまれてゐる。

指導の下に「児童心理学、保育理論、保育實習、保育の實際的な科目を中心に、教授要目を検討し、ひいては保育の概念を定め、児童福施設全般の運営を圓滿に行おうとする」目的の下に、標題の協議會を開催することになった。

場所 全日本民生委員連盟會議室

(以上・厚生省兒童局保育課)